

志摩病院の指定管理にかかる基本協定における主な規定事項

平成23年3月29日

病院事業庁

1 管理業務の範囲

- ・ 事業計画書（選定委員会に提出された補足資料を含む。）を基本に「業務仕様書」として規定

業務仕様書（抜粋）

病院の基本理念、運営方針等

- ・ 志摩地域における中核的な医療機関として、現病院の有する機能を維持するとともに、救急医療、小児医療、周産期医療等専門医療の回復を図る。
- ・ 地域の医療機関と連携し、包括的で質の高い安全な医療サービス及び地域住民中心の信頼される医療サービスを継続的に提供する。
- ・ 中長期にわたる経営の健全化を目指すとともに、効率の良い医療サービスを提供する。

基本的な医療機能

診療科及びスタッフの体制

- ・ 現在の14の診療科を標榜し、各科の診療体制は、当面は、指定管理開始直前の体制の維持に努めながら回復を図る。
- ・ 指定管理開始3年目の平成26年度においては、各診療科に常勤医師等を配置し、事業計画書等に記載した診療を実施するために必要な医師の確保に努める。
- ・ 総合医による救急総合診療科を設置し、軽症の患者は総合医が、また重症患者は専門医が診療するなど、救急やコモンディーズに対応できる体制を整える。
- ・ 小児科及び産婦人科の入院診療体制は、指定管理運営開始から3年後を目標に常勤医師の確保に努める。
- ・ 政策的医療をより充実させるため、常勤医師41名体制を目標とし、さらなる医師確保に努める。

外来診療体制

- ・ 医師確保等の状況を踏まえながら、土曜日の午前診療を実施するなど、地域住民が利用しやすい診療時間の設定等に配慮する。
- ・ 完全紹介制に拠らない診療体制については、まずは内科及び循環器科の診療体制を早期に整えられるように人員確保に努める。

入院診療体制

- ・ 診療体制の整備状況に応じた病棟の稼働を行う。
- ・ 全病棟の稼働は、小児科及び産婦人科の入院診療体制の回復に合わせて行う。
- ・ 安全・安心な手厚い看護を提供するため、7対1看護基準の取得に努める。

病院及びスタッフの管理体制

- ・ 志摩病院を協会内の重要基幹病院の一つとして位置付け、協会を挙げて運営に取り組む。

政策的医療機能

救急医療の確保

- ・ 総合医による救急総合診療科を設置して幅広い疾患に対応できる体制を整備する。
- ・ 平成26年度以降の24時間365日体制の整備を目標とする。
- ・ 診療時間外の救急外来については、指定管理開始後3年を目指して内科系、外科系それぞれ1名の医師を配置し、診療体制の回復に努める。

高度医療

- ・ 協会が運営している他の病院からのサポートを受けながら、段階を踏んで地域の実情に応じた高度医療の提供について体制を整備する。

特殊医療

- ・ 小児医療、周産期医療については、外来診療機能の回復を進めるとともに、平成26年度までに常勤医師をそれぞれ1名配置し、そのうえで地域の医療関係機関等との調整を行いながら入院診療機能の回復に努める。

成果目標

- ・ 事業計画書に記載した患者数等の数値をもって、事業の成果目標とする。

2 指定管理料（政策的医療交付金）

- ・ 県（以下「甲という。」）は、指定管理者（以下「乙」という。）が政策的医療を実施するための経費として、指定管理料（政策的医療交付金）を乙に交付する。
- ・ 指定期間における指定管理料の総額は5,069,690,000円以内とする。

3 指定管理者負担金

- ・ 乙は、本業務の実施に伴い甲が支出する資産の購入等の経費の2分の1を負担金として、毎事業年度、甲に支払う。

4 経営基盤強化交付金

- ・ 甲は、乙が管理業務を行うにあたって、効率的な運営を行ってもなお乙の管理業務に係る損益計算書上の経常損失が生じる場合は、乙の経営基盤を強化するため、甲の予算の範囲内で交付金を交付する。
- ・ 交付金の交付は、平成24年度から平成28年度までの各事業年度に限るものとする。ただし、平成29年度以降において、当該経常損失が生じた場合は、甲及び乙が協議するものとする。

5 運転資金の貸付

- ・ 甲は、乙が管理業務を行うにあたって保有する運転資金に不足が生じる場合は、不足相当額を乙に貸し付けることができるものとする。
- ・ 貸付の利率は、経営基盤強化交付金を交付する年度においては、無利子とする

6 指定管理者制度への移行に係る準備業務

- ・ 甲は、乙が行う管理業務の開始のために必要な業務引継等、指定管理者制度への移行に係る準備業務のために必要な経費の一部を負担する。

7 職員の確保

- ・ 乙は、甲を退職し、乙に就職することを希望する者を優先的に採用するとともに、その者の処遇に配慮する。

8 施設利用者の意見等の反映

- ・ 乙は、サービスの向上等の観点から、施設利用者の意見等を把握するとともに、甲が主催する住民との意見交換会に出席し、甲と協議してその後の管理業務への反映に努める。

9 リスク分担

- ・ 管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項については、「リスク分担表」を規定する。

10 業務計画書の提出等

- ・ 乙は、甲に提出した事業計画書をふまえて、毎事業年度、業務計画書を作成のうえ、甲に提出し、その承認を得なければならない。
- ・ 乙は、毎月、業務報告書を作成して、甲に提出しなければならない。
- ・ 乙は、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

11 実施状況の調査、指示等

- ・ 管理業務の実施の状況が、業務仕様書に示したサービスや維持管理などの基準を満たしていない場合等は、甲は、乙に対して必要な指示等を行うことができる。

12 管理運営協議会の設置

- ・ 志摩病院の管理業務に関する事項を協議するため、甲、乙の代表者等による志摩病院管理運営協議会を設置する。